

記載例

[お知らせ]

- ◎ 投票日の当日、仕事等のため投票できない人は期日前投票をすることができます。この入場券を持参のうえ下記の場所へお出かけください。

投票ができる期間	衆議院議員総選挙	令和8年1月28日から2月7日
	最高裁判所裁判官国民審査	※令和8年2月1日から2月7日
期日前投票所の場所及び期日前投票ができる期間・時間	中之条町役場（第1投票区から第8投票区） ・1階オフィスラウンジ 1月28日から2月7日まで 毎日午前8時30分から午後8時まで	
	中之条町六合支所（第9投票区） 2月1日から2月7日まで 毎日午前8時30分から午後8時まで ※但し、1月28日から1月31日までは中之条町役場内で投票できます。	

※最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票期間に注意してください。

【期日前投票をされる人は、こちらを記入してお持ちください。】

期日前投票宣誓書

私は、令和8年2月8日執行の第51回衆議院議員総選挙及び第27回最高裁判所裁判官国民審査の当日、下記のいずれかの事由に該当する見込みです。

- 仕事、学業、地域行事、冠婚葬祭その他の用務に従事
- 用事又は事故のため、投票所のある区域の外に外出・旅行・滞在
- 疾病、負傷、出産、老衰、身体障害等のため歩行困難
- 住所移転のため、本町以外に居住
- 天災又は悪天候により投票所到達が困難

【期日前投票をされる人は、下記を記入してお持ちください。】

上記は真実であることを誓います。

令和8年 ○ 月 ○○ 日（投票する日）

氏名	中之条 太郎	
住所	中之条町大字	
※現住所と異なる場合のみ記入してください		

※以下は事務従事者が記入

受付時間		代理投票		点字	仮投票
17時以降の場合○印		代理事由			
17時台	18時台	19時台	傷病・非識字		

中之条町選挙管理委員会
委員長 山本 郁夫